

令和6年第1回岐阜県議会定例会提出予定議案の概要（条例その他）

（令和6年2月15日）

議第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例について

[担当課：人事課]

1 地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、次の3条例について所要の規定の整備を行う。

- (1) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (2) 岐阜県職員の育児休業等に関する条例
- (3) 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例

【支給割合】

期末手当 2.45月（6月：1.225月 12月：1.225月）

勤勉手当 2.05月（6月：1.025月 12月：1.025月）

※ 一般職員と同じ。

2 次の2条例について所要の規定の整理を行う。

- (1) 岐阜県公営企業の設置等に関する条例
- (2) 岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

（令和6年4月1日から施行）

議第30号 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

1 岐阜県職員定数条例の一部改正
県職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	4,373人		4,441人		+68
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー	173人	うち、教員は、45人とする。	173人	うち、教員は、45人とする。	±0
企業会計職員(都市建築部)	67人		67人		±0
議会の事務部局	29人		29人		±0
選挙管理委員会の事務部局	5人		5人		±0
監査委員の事務部局	20人		20人		±0
人事委員会の事務部局	12人		12人		±0
労働委員会の事務部局	8人		8人		±0
教育委員会の事務部局	274人		276人		+2
学校	5,417人	うち、教員は、4,652人とする。	5,428人	うち、教員は、4,656人とする。	+11
警察	3,956人	うち、警察官は、3,527人（警視121人、警部256人、警部補及び巡査部長2,067人、巡査1,083人）とする。	3,967人	うち、警察官は、3,534人（警視121人、警部256人、警部補及び巡査部長2,071人、巡査1,086人）とする。	+11
合計	14,334人		14,426人		+92

2 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正
市町村立学校職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
小学校、中学校及び義務教育学校	11,933人	うち、教員は、11,335人とする。	11,923人	うち、教員は、11,333人とする。	▲10
特別支援学校	139人	うち、教員は、132人とする。	148人	うち、教員は、141人とする。	+9
定時制高等学校	31人		31人		±0
合計	12,103人		12,102人		▲1

(令和6年4月1日から施行)

議第31号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(令和6年4月1日から施行)

議第 3 2 号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

- 1 国家公務員に準拠し、次のとおり災害応急作業等手当を支給する。
 - (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある災害救助法が適用された市町村の区域内の現場において、巡回監視又は応急作業等に従事した場合
上限 2, 160 円/日
 - (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法により設定された警戒区域等で災害状況の調査等に従事した場合
上限 2, 160 円/日
 - (3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、心身に著しい負担を与える災害応急対策作業に従事した場合
上限 710 円/日
- 2 1 に伴い、所要の規定の整備を行う。

(公布の日から施行)

議第 3 3 号 岐阜県税条例の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

森林環境税（※）の賦課徴収に関し、市町村長が知事に報告すべき事項を定める。

※ 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため創設された国税令和 6 年度から、1 人当たり年額 1, 000 円を、市町村が個人住民税の均等割と併せて賦課徴収し、都道府県を通じて国に払い込む。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第34号 岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例について、次のとおり要件を見直した上で、その適用期間を4年延長する。

【要件の見直し内容】

複数の法人による企業立地の場合に当該法人間に求める関係を、親会社又は子会社の関係とする。（現行は、100%出資の完全支配関係）

<特例の概要>

対 象	軽減税率
航空宇宙、新エネルギー関連、医薬品関連など将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業を行う法人が、令和10年3月31日（延長後）までに不動産を取得した場合（※）	【家屋】 1.333%（通常4%） 【土地】 1%（通常3%）

※ 岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定を受けているなど、一定の要件を満たす必要あり。

（令和6年4月1日から施行）

議第35号 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：市町村課]

- 1 次の事務について市町村への権限移譲を行う。（3法令43項目）
 - (1) 環境・生活関係
地球温暖化対策の推進に関する法律等2法令11項目の事務
 - (2) 土地利用・都市計画関係
高齢者の居住の安定確保に関する法律32項目の事務
- 2 農地法に基づく農地転用許可等を行う市町村として、揖斐川町が農林水産大臣の指定を受けたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

（1は令和6年4月1日から、2は公布の日から施行）

議第36号 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

[担当課：市町村課]

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報（※）を知事が利用できる事務として、次の事務を追加する。

※ 氏名、生年月日、性別、住所等

- (1) 選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務
- (2) B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務
- (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務

- 2 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を知事が教育委員会に提供できる事務として、選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務を追加する。

- 3 住民基本台帳法の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

- (1) 附票本人確認情報（※）の保護に関する審議会は、岐阜県個人情報保護審査会とする。

※ 戸籍の附票に記載されている氏名、生年月日、性別、住所等

国外転出者の住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者については、戸籍の附票を活用して附票本人確認情報を提供又は利用することとされた。

- (2) 自己に係る附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

(1及び2は令和6年4月1日から、3は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行)

議第 3 7 号 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：情報システム課]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行)

議第 3 8 号 岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：消防課]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、消防法の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

手数料の名称	改 定 前	改 定 後
甲種危険物取扱者試験手数料	1 人につき 6, 6 0 0 円	1 人につき 7, 2 0 0 円
乙種危険物取扱者試験手数料	1 試験区分につき 4, 6 0 0 円	1 試験区分につき 5, 3 0 0 円
丙種危険物取扱者試験手数料	1 人につき 3, 7 0 0 円	1 人につき 4, 2 0 0 円
危険物取扱者保安講習手数料	1 人につき 4, 7 0 0 円	1 人につき 5, 3 0 0 円
甲種消防設備士試験手数料	1 試験区分につき 5, 7 0 0 円	1 試験区分につき 6, 6 0 0 円
乙種消防設備士試験手数料	1 試験区分につき 3, 8 0 0 円	1 試験区分につき 4, 4 0 0 円

(令和 6 年 5 月 1 日から施行)

議第 39 号 岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について

[担当課：私学振興・青少年課]

民法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第 40 号 岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：医療整備課]

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院に係る栄養士の配置基準を次のとおり改正する。

配置が必要な病院	配置が必要な人員	
病床数 100 以上の病院	改正前	栄養士 1 人
	改正後	栄養士又は管理栄養士 1 人

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第 4 1 号 岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例について

[担当課：国民健康保険課]

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第 4 2 号 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：医療福祉連携推進課]

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第 4 3 号 岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：保健医療課]

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第44号 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

[担当課：高齢福祉課]

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴い、次の7条例について、省令の改正内容に準じた改正を行う。

- 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

【改正内容】

- 磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定を見直す。

(公布の日から施行)

議第45号 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

[担当課：高齢福祉課]

- 1 介護保険等に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の8条例について、省令の改正内容に準じた改正を行う。
 - (1) 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (2) 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (3) 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (4) 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - (5) 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - (6) 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - (7) 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
 - (8) 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

【主な内容】

- 第二種協定指定医療機関（※1）との間で、新興感染症（※2）の発生時等の対応を取り決めることを努力義務とする。
 - ※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一定の要件を満たす医療機関として知事が指定した病院、診療所又は薬局
 - ※2 同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
- 管理者が兼務できる事業所等の範囲について、事業所等の管理上支障がない場合には、同一敷地内における他の事業所等ではなくても差し支えないこととする。
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。
- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。
- 運営規程の概要等について、事業所での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

※ 項目ごとに対象となる施設・サービスは異なる。

- 2 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する。

(一部を除き、令和6年4月1日から施行)

議第46号 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

[担当課：障害福祉課]

障害児及び障害者に係る各種の施設・サービスの基準を定める内閣府令等の一部改正に伴い、次の7条例について、内閣府令等の改正内容に準じた改正を行う。

- 1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

【主な内容】

- 第二種協定指定医療機関（※1）との間で、新興感染症（※2）の発生時等の対応を取り決めることを努力義務とする。
 - ※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一定の要件を満たす医療機関として知事が指定した病院、診療所又は薬局
 - ※2 同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
- 管理者が兼務できる事業所等の範囲について、事業所等の管理上支障がない場合には、同一敷地内における他の事業所等ではなくても差し支えないこととする。
- 各サービスの個別支援計画等を、指定特定相談支援事業者等（※）に交付することを義務付ける。
 - ※ 障害者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者
- 地域連携推進会議（※）を開催し、事業の運営に係る状況を報告すること等を義務付ける。
 - ※ 施設入所支援及び共同生活援助の提供に当たり、利用者及びその家族、地域住民の代表者、当該支援等について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会

- 新たに創設された就労選択支援の事業を行う事業所について、人員、設備及び運営に関する基準を定める。

※ 項目ごとに対象となる施設・サービスは異なる。

(一部を除き、令和6年4月1日から施行)

議第47号 岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

[担当課：子ども家庭課]

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設(※)の設備及び運営に関する基準を定める。

※ 困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

【主な内容】

- 職員配置の基準
- 施設長の資格要件
- 設備(相談室、居室、食堂等)の基準
- 居室の定員
- 安全計画及び業務継続計画の策定

- 2 1に伴い、岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する。

(令和6年4月1日から施行)

議第48号 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：子ども家庭課]

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、次の2条例について所要の規定の整備等を行う。

1 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

- (1) 岐阜県女性相談センターの名称を岐阜県女性相談支援センターに変更する。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

所要の規定の整理を行う。

(令和6年4月1日から施行)

議第49号 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：商工・エネルギー政策課]

- 1 職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、技能検定試験手数料（実技試験）に係る手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：労働雇用課]

区 分		手数料の額（1人につき）	
		改 定 前	改 定 後
2級	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	13,300円 25歳未満の県内在校生 又は在職者 4,300円	13,300円 25歳未満の県内在校生 又は県内在職者 8,800円
	機械検査及び婦人子供服製造	15,200円 25歳未満の県内在校生 又は在職者 6,200円	15,200円 25歳未満の県内在校生 又は県内在職者 10,700円
	その他の職種	18,200円 25歳未満の県内在校生 又は在職者 9,200円	18,200円 25歳未満の県内在校生 又は県内在職者 13,700円
3級（ 在校生 が受検 する場 合）	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	8,900円 25歳未満の県内在校生 2,900円	8,900円 23歳未満の在校生 4,400円
	機械検査及び婦人子供服製造	10,100円 25歳未満の県内在校生 2,900円	10,100円 23歳未満の在校生 5,600円
	その他の職種	12,100円 25歳未満の県内在校生 3,100円	12,100円 23歳未満の在校生 7,600円

3級（ 在校生 が受検 する場 合を除 く。）	和裁、テクニカ ルイラストレー ション、機械・ プラント製図及 び電気製図	13,300円 25歳未満の在職者 4,300円	13,300円 23歳未満の在職者 4,300円 23歳未満の非在職者 8,800円
	機械検査及び婦 人子供服製造	15,200円 25歳未満の在職者 6,200円	15,200円 23歳未満の在職者 6,200円 23歳未満の非在職者 10,700円
	その他の職種	18,200円 25歳未満の在職者 9,200円	18,200円 23歳未満の在職者 9,200円 23歳未満の非在職者 13,700円

「在 校 生」：高等学校、公共職業能力開発施設等に在学等する者をいう。

「県内在校生」：在校生のうち、県内に住所を有する者又は県内の高等学校、公共職業能力開発施設等に在学等する者をいう。

「在 職 者」：雇用保険の被保険者である者をいう。

「県内在職者」：在職者うち、県内に住所を有する者又は県内の事業所に雇用されている者をいう。

2 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行う。

[担当課：産業イノベーション推進課]

(1) 新たに実施する次の区分に係る試験の手数料を新たに徴収する。

手数料 の名称	区 分	手数料の額 (1件につき)
機械・金属 試験手数料	表面性状測定（共焦点顕微鏡測定）	3,850円
	円の形状偏差（真円度）	1,910円
	微小押込み硬さ試験	5,480円
	スクラッチ試験	3,880円

(2) 次の手数料を廃止する。

ア 非接触式表面性状測定及び真円度の測定に係る機械・金属試験手数料

イ ナノインデント測定及びナノスクラッチ測定に係るぎふ技術革新センター試験手数料

(令和6年4月1日から施行)

議第50号 岐阜県奨学金返還支援基金条例について

[担当課：産業人材課]

- 1 本県への若者の定着を促進するために企業等と連携して大学の卒業者等の奨学金の返還を支援する事業に要する資金に充てるため、岐阜県奨学金返還支援基金を設置する。
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- 3 その他岐阜県奨学金返還支援基金に関し必要な事項について定める。

(令和6年4月1日から施行)

議第51号 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：家畜防疫対策課]

- 1 家畜伝染性疾病の検査に係る次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	単位	手数料の額
家畜伝染性疾病遺伝子検査手数料（※）	1頭につき	2,820円

※ 家畜伝染病予防法に基づくものを除き、ヨーネ病に係るものに限る。

- 2 家畜伝染性疾病検査証明書交付手数料について、家畜伝染性疾病遺伝子検査を受けた旨の証明書の交付を対象に加える。

- 3 その他所要の規定の整理を行う。

(令和6年4月1日から施行)

議第52号 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：農地整備課]

国営土地改良事業に係る地元負担金の額（※）の特例として、国営西濃用水第3期土地改良事業に係る地元負担金の額を次のとおりとする。

※ 原則：県が負担する事業費の100分の50

【耐震化対策以外】 県が負担する事業費の500分の209

【耐震化対策】 県が負担する事業費の10分の1

(令和6年4月1日から施行)

議第 5 3 号 岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部
を改正する条例について

[担当課：建築指導課]

建築基準法の一部改正に伴い、次の 2 条例について所要の規定の整理を行
う。

- 1 岐阜県建築審査会条例
- 2 岐阜県土木関係手数料徴収条例

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第 5 4 号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：建築指導課]

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	単位	手数料の額
既存建築物敷地制限特例認定 申請手数料	1 件につき	27,000 円
既存建築物道路内建築制限特 例認定申請手数料	1 件につき	27,000 円

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、
所要の規定の整理を行う。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議第55号 岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：水道企業課]

工業用水道料金の単価を次のとおり改定する。

区 分	金額（円／m ³ 、税抜き）	
	改 定 前	改 定 後
基本料金	58円 1日当たりの契約水量が500m ³ を超える場合、その超える部分は34円	53円 1日当たりの契約水量が500m ³ を超える場合、その超える部分は29円
超過料金 （契約水量（※）を超えて使用した水量に対する料金）	103円 1日当たりの契約水量が500m ³ を超える場合は、79円	98円 1日当たりの契約水量が500m ³ を超える場合は、74円

※ 知事の承認を受けた1時間当たりの計画受水量

（令和6年4月1日から施行）

議第56号 岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例について

[担当課：義務教育課]

- 1 公立小中学校等における情報機器の計画的な整備を行うための事業に要する資金に充てるため、岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金を設置する。
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- 3 その他岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金に関し必要な事項について定める。

（公布の日から施行）

議第57号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び
岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部
を改正する条例について

[担当課：義務教育課、高校教育課]

公立学校（※）の教育職員の働き方改革を推進するため、次のとおり規定の整備を行う。

※ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

公立学校に勤務する職員（※）の年次休暇を、暦年単位から年度単位に変更する。

※ 県立学校に勤務する教育職員及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員

2 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正

(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、公立学校の教育職員に対し1年単位の変形労働時間制（※）を導入する。

※ 1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度

(2) (1)に伴い、岐阜県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例について所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整理を行う。

(令和7年4月1日から施行)

議第58号 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：警察本部会計課]

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務に係る猟銃操作等技能講習手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：警察本部生活安全総務課]

【改定前】 1人につき 12,700円

【改定後】 1人につき 14,000円

- 2 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

- (1) 警備業法の一部改正により、警備業の認定証が廃止されることに伴い、次の手数料を廃止する。

[担当課：警察本部生活安全総務課]

ア 警備業認定証再交付手数料

イ 警備業認定証書換え手数料

- (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正により、自動車運転代行業の認定証が廃止されることに伴い、次の手数料を廃止する。

[担当課：警察本部交通企画課]

ア 自動車運転代行業認定証再交付手数料

イ 自動車運転代行業認定証書換え手数料

- (3) 探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正により、探偵業の届出証明書が廃止されることに伴い、次の手数料を廃止する。

[担当課：警察本部生活安全総務課]

ア 探偵業届出証明書交付手数料

イ 探偵業変更届出証明書交付手数料

ウ 探偵業届出証明書再交付手数料

- (4) その他所要の規定の整理を行う。

(令和6年4月1日から施行)

議第59号 乗鞍トンネル1期工事の請負契約について

[担当課：砂防課]

- 1 契約の目的 公共道路災害復旧事業乗鞍トンネル1期工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 2,068,000,000円
- 4 契約の相手方 大日本・市川・大山特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市宇佐南1丁目3番11号
大日本土木株式会社
岐阜市鹿島町6丁目27番地
株式会社市川工務店
高山市上岡本町3丁目410番地
大山土木株式会社
- 5 工事の場所 主要地方道乗鞍公園線
高山市丹生川町久手地内
- 6 工事の概要 トンネル工
延長361.00メートル
幅員7.50メートル
内空断面積53.89平方メートル

議第60号 華陽フロンティア高等学校本館棟建築工事の請負契約の変更について

[担当課：公共建築課]

建物基礎に係る杭工事の工法変更等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	1,727,000,000円
	変更後	1,838,313,400円 (+111,313,400円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 大日本・協和・共栄特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市西鶉地内
- 3 工事の概要 本館棟
鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積5,291.90平方メートル
渡り廊下
鉄骨造2階建
延べ面積387.99平方メートル
鉄骨造2階建
延べ面積92.74平方メートル
自転車置場
鉄骨造平屋建
延べ面積94.09平方メートル
- 4 契約年月日 令和4年12月15日

議第61号 訴えの提起について

[担当課：農村振興課]

県が令和3年度に交付決定の一部を取り消した清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金について、その返還が得られないため、当該補助金の返還等を求める訴えを岐阜地方裁判所に提起する。

- 1 被告となるべき者 2者
- 2 請求の額 返還金2,688,770円並びに加算金及び延滞金

議第62号 附帯控訴の提起について

[担当課：警察本部監察課]

交通事故現場において交通整理を行う警察官が漫然と附帯被控訴人の大型貨物自動車を通り過ぎさせた過失により同車等が損傷したとして提起された損害賠償等請求事件（※）について、令和5年11月28日津地方裁判所において県に対して賠償請求額の一部である1,691,432円の支払を命ずる判決の言渡しが行われた。

附帯被控訴人は、この判決を不服として令和5年12月12日に名古屋高等裁判所に控訴を提起したところであるが、原判決中県敗訴とする部分の事実認定等に県としても承服できないところがあるため、当該控訴に附帯して控訴を提起する。

※ 事件の概要

令和3年5月17日、準中型貨物自動車が電柱に衝突した事故（以下「先行事故」という。）で、同車が片側一車線を塞いでいた土岐市内の事故現場において、臨場した警察官の交通整理に従い、当該事故現場を通りしようとしていた附帯被控訴人の大型貨物自動車（以下「本件車両」という。）の荷台に、先行事故により道路上空で垂れ下がった普通支線が引っ掛かり、当該電柱が倒れ、本件車両を損傷するとともに、切れた電線が後続車両を損傷させる事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

これに対して、附帯被控訴人は、警察官は、先行事故により垂れ下がった普通支線の存在を看過し、漫然と本件車両を通り過ぎさせたことにより本件事故を発生させたとして、これにより被った損害3,384,381円及びこれに対する利息の支払を求めて提訴したものである。

議第63号 指定管理者の指定について

[担当課：環境生活政策課]

中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 高山市奥飛驒温泉郷村上1689番地3
一般財団法人飛驒山脈ジオパーク推進協会
- 2 指 定 の 期 間 令和6年7月1日から令和11年3月31日まで

議第64号 包括外部監査契約の締結について

[担当課：行政管理課]

- 1 契 約 の 目 的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契 約 金 額 11,000,000円を上限とする額
- 3 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 5 契 約 の 相 手 方 弁護士
尾藤 望（びとう のぞむ）
郡上市八幡町城南町281番地
- 6 契 約 の 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議第65号 国の行う土地改良事業に対する市町の負担金について

[担当課：農地整備課]

国営西濃用水第3期土地改良事業について、関係市町の負担率（事業費の100分の14以内）を定める。

議第66号 木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

[担当課：下水道課]

木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用について、関係市町の負担金を次のとおり定める。

- 1 関係市町（4市6町）
岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町及び御嵩町
- 2 負担金
排水量に1立方メートル当たり62円（現行：56円）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額以内

議第67号 岐阜県保健医療計画の策定について

[担当課：医療整備課]

1 基本理念

県民が、健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携の下、予防から在宅医療に至るまで、切れ目なく保健医療サービスが提供できる体制を確立する。

2 基本方針

- (1) 医療提供体制の構築
- (2) 保健・医療・福祉の連携
- (3) 保健医療従事者の確保・養成
- (4) 外来医療に係る医療提供体制の確保
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 将来あるべき医療提供体制の実現
- (7) 医療の安全の確保

3 主な目標数値

がん検診受診率（※） 60%以上（令和11年度） ほか13項目

※ 胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び子宮頸がん

4 計画期間

令和6年度から令和11年度まで

議第68号 岐阜県地域福祉支援計画の策定について

[担当課：地域福祉課]

- 1 基本理念
誰もが「生きがい」と「つながり」を感じ、安らかに暮らせる地域づくり
- 2 基本施策
 - (1) 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備
 - (2) 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援
 - (3) 住民主体の地域づくりに向けた環境整備
 - (4) 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進
 - (5) 福祉人材の確保・育成
 - (6) 質の高い福祉サービスの提供促進
- 3 数値目標
孤独・孤立対策のための連携支援事業（※）が展開されている市町村数
42市町村（令和11年度） ほかに5項目
※ 県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム加入団体によるものに限る。
- 4 計画期間
令和6年度から令和11年度まで

議第69号 岐阜県男女共同参画計画の策定について

[担当課：男女共同参画・女性の活躍推進課]

- 1 基本理念
県、県民、事業者、市町村等が協力し、男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくりを進める。
- 2 基本方針
 - (1) 男女がともに活躍できる社会づくり
 - (2) 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
 - (3) 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり
- 3 主な目標数値
女性委員の参画率が40%から60%までである県の審議会等の割合90%（令和10年度） ほか2項目
- 4 計画期間
令和6年度から令和10年度まで

議第70号 岐阜県教育振興基本計画の策定について

[担当課：教育総務課]

- 1 目指す人間像
「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人
- 2 施策体系
 - (1) 「豊かな人間性」の育成
 - (2) 「未来を創る確かな学力と実践力」の育成
 - (3) 「健やかな体」の育成
 - (4) 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実
- 3 主な目標数値
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合
小学校、中学校、高等学校 各90%（令和10年度） ほか4項目
- 4 計画期間
令和6年度から令和10年度まで

議第71号 岐阜県指定金融機関の指定について

[担当課：出納管理課]

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間は、株式会社十六銀行を指定金融機関とする。

(専決処分の報告をするもの)

損害賠償の額の確定

- ・交通事故に係るもの 6件
- ・道路事故に係るもの 5件

[交通事故に係るもの]

報第1号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和5年6月15日 恵那市飯地町地内 電柱への衝突 596,595円	[担当課：警察本部監察課]
報第2号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和5年8月3日 各務原市那加不動丘地内 停止中の車両への衝突 1,024,120円	[担当課：警察本部監察課]
報第3号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和5年8月31日 可児市塩河地内 停止中の車両への衝突 422,466円	[担当課：警察本部監察課]
報第4号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和5年9月4日 羽島郡岐南町伏屋地内 交差点における車両との衝突 78,771円	[担当課：警察本部監察課]
報第5号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和5年10月6日 愛知県一宮市大毛地内 駐車場における駐車中の車両への衝突 142,907円	[担当課：警察本部監察課]
報第6号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和5年10月10日 岐阜市藪田南地内 道路を横断中の自転車への衝突 19,882円	[担当課：危機管理政策課]

[道路事故に係るもの]

報第7号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和5年4月16日 羽島郡岐南町平成地内 道路上の穴にタイヤがはまったことによる車両の破損 23,155円	[担当課：道路維持課]
報第8号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和5年5月11日 飛驒市神岡町柏原地内 変形した側溝の蓋に乗り上げたことによる車両の破損 5,027円	[担当課：道路維持課]
報第9号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和5年5月23日 可児市谷迫間地内 法面からの倒竹による車両の破損 271,326円	[担当課：道路維持課]
報第10号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和5年6月4日 美濃加茂市伊深町地内 道路上の穴にタイヤがはまったことによる車両の破損 21,890円	[担当課：道路維持課]
報第11号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和5年6月4日 美濃加茂市伊深町地内 道路上の穴にタイヤがはまったことによる車両の破損 24,365円	[担当課：道路維持課]

(その他法令に基づき報告をするもの)

報第12号 令和5年度指定金融機関の状況について

[担当課：出納管理課]

岐阜県指定金融機関の指定に関する条例第3条の規定により、地方自治法施行令第168条の4第1項に基づいて実施する指定金融機関の取り扱う公金の収納状況等の検査結果について報告するもの

- 1 指定金融機関の名称 株式会社大垣共立銀行
- 2 検 査 結 果 指摘事項なし